

◇ 加算料金(介護保険サービス)(1日あたり)

- ・ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき 18 円(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)
- ・ 看護体制加算(Ⅱ) 1日につき 8 円(短期入所生活介護のみ加算、介護予防は加算しません。)
- ・ 介護職員処遇改善加算 介護報酬額の 8.3%(短期入所生活介護、介護予防、双方加算します。)

利用に応じて下記の料金が加算されます。

- ・ 療養食加算 1回につき 8 円(1日につき3回を限度、医師の食事箋に基づく療養食提供)
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 1日につき 120 円
- ・ 緊急短期入所受入加算 1日につき 90 円(緊急に利用することが適当と医師が判断した場合)
- ・ 通常の送迎加算 (片道1回あたり介護保険適用時の自己負担額) 184 円(1割負担の場合)

(通常の送迎実施地域を超えての送迎については、実費ご負担願います。)

通常の送迎実施地域 時津町・長与町全域及び長崎市北部地区(琴海・横尾・滑石・岩屋・西北・西浦上)

◇ 食事の提供に要する費用(食費)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	自己負担額
市町村 民税世帯 非課税者	生活保護受給者	第1段階	300 円
	老齢福祉年金受給者		
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が 80 万以下の方	第2段階	390 円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	第3段階	650 円
上記以外の方		第4段階	1,380 円

※ 1日あたり1,380 円 (朝食 380 円/昼食 500 円/夕食 500 円)

◇ 滞在費(滞在に要する費用:お部屋代・光熱水費などです)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	滞在費自己負担額	
			個室(従来型個室)	2人・4人部屋
市町村 民税世帯 非課税者	生活保護受給者	第1段階	320 円	0 円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が 80 万以下の方	第2段階	420 円	370 円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	第3段階	820 円	370 円
上記以外の方		第4段階	1,150 円	840 円

※ご利用料金について、詳しくは担当職員がお答えします。気軽にお尋ねください。